

安全データシート

整理番号【596－5】

制定日 2015/09/11

改訂日 2025/07/03

1.化学品及び会社情報

化学品

化学品の名称 ジアクリン泡1000

供給者情報

会社 サラヤ株式会社
住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8
担当部門 営業本部
電話番号 06-6797-2525
緊急時連絡番号 06-6705-1013

推奨用途及び使用上の制限:

推奨用途: 環境表面・器具・物品などの除菌・洗浄。業務用医療・介護施設用除菌洗浄剤。
使用上の制限: 推奨用途以外の用途に使用しない。

2.危険有害性の要約

化学品のGHS分類:

健康有害性:

皮膚腐食性／刺激性: 区分1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性: 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分2(呼吸器)

環境有害性:

水生環境有害性 短期(急性): 区分1
水生環境有害性 長期(慢性): 区分1

GHSのラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷／呼吸器の障害のおそれ／
水生生物に非常に強い毒性／長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き:

【安全対策】

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取り扱い後、手、眼、喉をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急処置】

飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮ふ(または髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。

皮ふを水(またはシャワー)で洗うこと。

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて

容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

直ちに医師に連絡すること。

特別な処置が必要である(4. 応急措置を参照のこと)。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

【保管】

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を自治体のルールに従い、廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性:

酸と接触すると分解して塩素ガスを発生する。

金属類、天然繊維類のほとんどのものを腐食する。

3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物

成分:

次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤(陰イオン系、両性系)、水酸化ナトリウム

化学名または一般名:

次亜塩素酸ナトリウム(CAS NO,7681-52-9) 1%未満含有

水酸化ナトリウム(CAS NO,1310-73-2)1%含有

4.応急処置

吸入した場合:

万一塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しのよい場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受けさせる。

手当が遅れると生命にかかわる恐れがある。

皮膚に付着した場合：

直ちに多量の水で十分に洗い流す。液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。

手当が遅れると炎症をおこす恐れがある。

眼に入った場合：

直ちに流水で15分以上洗い流す。その後、速やかに医師の診断を受ける。

手当が遅れると失明する恐れがある。

飲み込んだ場合：

直ちに多量の水、牛乳や生卵を飲ませる(アレルギーの場合はその限りではない)。

無理に吐かせないで、速やかに医師の診断を受けさせる。

多量に飲み込んだ場合、手当が遅れると生命にかかわることがある。

使用中、目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなった場合は、

使用をやめてその場から離れ、洗眼やうがいをする。

5.火災時の措置

適切な消火剤：

当該物質を巻き込んだ周辺の火災には適切な消火剤を使用する。

使ってはならない消火剤：

情報なし

特有の消火方法：

製品自体は不燃物。

周辺火災に対して、容器を安全な場所に移動するか、又は容器に注水して冷却する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

作業時は必ず保護メガネ、マスク、炊事用ゴム手袋を着用する。

環境に対する注意事項：

環境への放出は避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

漏れた時は、人体や衣服を損傷するので、

触れないように注意しながら多量の水で洗い流す。

また、容器類は常時点検し、漏れのないように努める。酸による中和はしてはならない。

(有毒な塩素ガスが発生する)

7.取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策:

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項:

- 1) 用途以外には使用しない。
- 2) 体調の悪いときは使わない
- 3) 作業時は必ず保護メガネ、および炊事用ゴム手袋を着用する。
- 4) 顔より高いところは、スポンジや布などにつけてふく。
- 5) 他の薬剤・洗浄剤とは混ぜない。
- 6) 他の容器に移し替える場合は、専用のプラスチック容器にその商品名、使用方法、注意事項を明記したうえで使用する。
- 7) キャップを開けるときの液が飛び出す恐れがある。
また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。
緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚につく恐れがある。
- 8) 酸性タイプまたは、アルコールタイプの製品といっしょに使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険。

接触回避:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

安全な保管条件:

- 1) 小児や認知症の手の届かないところに保管する。
- 2) 直射日光を避け、高温のところに置かない。

安全な容器包装材料:

専用の容器を使用する。

8.ばく露防止措置及び保護措置

許容濃度等:設定されていない。

設備対策:

直接取り扱う場所では換気をよくする。

なお、多量に扱う場合は、局部排気装置や全体排気装置、手洗い設備、洗眼設備を設けることが望ましい。

保護具:必ず保護メガネ、炊事用ゴム手袋を着用する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態:液体

色:微黄色、透明

臭い:塩素臭

沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし

可燃性:情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:情報なし
引火点:情報なし
自然発火点:情報なし
分解温度:情報なし
pH:12.5以上
動粘性率:情報なし
蒸気圧:情報なし
密度及び/又は相対密度:1.024
相対ガス密度:情報なし
粒子特性:情報なし

10.安定性及び反応性

反応性:自己反応性、爆発性なし。
酸と反応して有害な塩素ガスを発生する。
金属に対して強い腐食性がある。
化学的安定性:常温で徐々に分解して酸素と食塩を生じる。
空気、熱、光、金属などに極めて不安定で、放置すると徐々に有効塩素を失う。
危険有害性反応可能性:自己反応性、爆発性なし。
酸と反応して有害な塩素ガスを発生する。
金属に対して強い腐食性がある。
避けるべき条件:金属腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。
混蝕危険物質:酸との接触やpHの低下により塩素ガスを発生する。
危険有害な分解生成物:酸との混合により塩素ガスが発生する。

11.有害性情報

急性毒性:分類できない
皮膚腐食性/刺激性:区分1(重篤な皮ふの薬傷および眼の損傷)
眼に対する重篤な損傷/刺激性:区分1(重篤な眼の損傷)
呼吸器感作性又は皮膚感作性:分類できない
生殖細胞変異原性:分類できない
発がん性:分類できない
生殖毒性:分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分2(呼吸器の障害のおそれ)
特定標的臓器毒性(反復ばく露):分類できない
誤えん有害性:分類できない

12.環境影響情報

生態毒性:

水生環境有害性 短期(急性):区分1(水生生物に非常に強い毒性)

水生環境有害性 長期(慢性):区分1(長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性)

残留性・分解性:情報なし

生態蓄積性:情報なし

土壤中の移動性:情報なし

オゾン層への有害性:情報なし

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質(いわゆる環境ホルモン)と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13.廃棄上の注意

化学品, 汚染容器および包装の安全で, かつ, 環境上望ましい廃棄, またはリサイクルに関する情報「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物:多量の水で希釈し、処理する。

使用済容器:使い終わった容器は残留物の有無を確かめ、水洗い後廃棄する。

14.輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類:腐食性物質(クラス8、容器等級Ⅲ)

国連番号:1719

引火性液体に該当しない。

輸送の特定の安全対策及び条件:

分解し易いので、長距離輸送はなるべく避けたほうがよい。

直射日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので好ましくない。

酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、酸類との混載は避ける。

キャップ(ガス抜きキャップ)のあるところを上にして積載する。

運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめて、転倒、落下、

損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

その他適用法令の定めるところに従う。

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

15.適用法令

労働安全衛生法(安衛法):

名称等を表示すべき危険物及び有害物 法第57条、施行令第18条

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2、施行令第18条の2

・水酸化ナトリウム 1.0%

皮膚等障害化学物質等 規則第594条の2

・水酸化ナトリウム 1.0%

化学物質管理促進法(PRTR法):該当しない

毒物及び劇物取締法:該当しない

16.その他の情報

参考文献

NITE-Gmics GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム

- ・本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
 - ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
 - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
 - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
 - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-